

宇治茶カフェ 認定店が誕生するまで



01 基準を満たしているかを確認する書類審査 02 品質と味を確認するために試飲
03 宇治茶への想いを聞く認定委員 04 会長から新規認定店へ認定証を授与（令和2年度）

応募資格

京都府内並びに東京都特別区内に所在している店舗

認定基準

- ① 3種類以上の品質のよい宇治茶が飲めるメニューを提供していること
- ② 店づくり・雰囲気づくりにおいて宇治茶をPRする演出や工夫をしていること
- ③ NPO法人日本茶インストラクター協会が認定した日本茶インストラクターやアドバイザーが店舗に配置されており、お茶の淹れ方等の説明ができること

認定委員

もしくは、店舗が所属する会社等組織にいる日本茶インストラクターが行うお茶の淹れ方等の研修を受けたスタッフがおり、常に指導できる体制が取られていること

認定委員

計6名で構成。
茶業・行政関係者のほか、店づくり、雰囲気づくりも審査するために、出版社の方にも委員をお願いしています。

①書類審査

申請店舗からの申請書など、書面上で形式的に基準を満たしているかの審査をします。(写真01)

②現地審査

申請店舗に向いて、認定基準を満たしているか審査します。実際に宇治茶を試飲して審査を行っています。(写真02、03)

③最終審査

これまでの審査結果をもとに、認定するのにふさわしい店舗かどうかを最終決定します。

④認定

新規認定店には、宇治茶と関りの深い黄檗宗大本山萬福寺の故岡田亘令管長が揮毫された盾を貸与しています。(写真04)

